



広報

3月号

にのみや

第443号 発行日 平成11年(1999年)3月10日 編集発行 二宮町総務部企画室 〒259-0196 二宮961番地 電話71-3311

二宮町民憲章

1. 郷土を愛し、自然をいかすきれいな二宮町をつくりましょう。
1. ふれあいを深め、ことばをかけあうさわやかな二宮町をつくりましょう。
1. きまりを守り、良習をはぐむ住みよい二宮町をつくりましょう。
1. 幸せを願い、健やかな、明るい二宮町をつくりましょう。
1. 教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう。

(1)



3月16日使用開始

いよいよ地域振興券が交付されます。
二宮町では、3月16日から振興券を使った買い物やサービスが受けられます。この振興券は2色に色分けされ、ピンクの券が10枚、ブルーの券が10枚の計20枚が1セットとなっています。
ブルーの券は、西友二宮店と八百伴二宮店（両店のテナントは除く）では使えません。なお、ピンクの券は、町に登録された地域振興券取扱店どこでも使えます。

地域経済の活性化が目的

国の緊急経済対策のひとつの柱として、「若い親の層の子育て支援や所得の低いお年寄りたちの経済的負担を軽減する」ことで、個人消費を呼び起こし、地域経済を活性化させる目的があります。また、これを機会に消費者と地元商店主とのふれあいの中から、二宮町らしい地域振興と町の活性化をめざしています。

振興券は郵送でご自宅にお届けします

すでに広報にのみや2月号でお知らせしましたが、15歳以下のお子さんがいる世帯の世帯主には、郵送（書留）でお届けします。

年金・手当等受給者および65歳以上の方は、ご提出いただいた地域振興券交付申請書を町で確認後、交付対象者の方へ郵送（書留）でご自宅にお届けします。

振興券の使い方

地域振興券取扱店として町

に登録された店舗、事業所等で使用できます。取扱店には目印にステッカーとポスターが掲示されます。

使用期間は、3月16日から9月15日（敬老の日）までの6か月になりますので期限内に有効に利用しましょう。

年金・手当等受給者

65歳以上（非課税）の方へ

2月に地域振興券交付申請書を送付させていただきましたが、まだ申請書を提出されていない方は、至急ご提出願います。

1月2日以降に転入・転出された方へ

転入者の方で、転入前の住所で地域振興券が交付されている場合は二宮町で交付することになります。また、転入前の住所で交付されている場合は、二宮町では地域振興券を交付できません。

転出者の方で、3月15日までに転出される場合は転出先の住所の市町村で地域振興券を受け取るようになります。

振興券で 元気な二宮に

65歳以上の方
昭和9年1月1日以前に
生まれた方

15歳以下のお子さん
昭和58年1月2日以降に
生まれたお子さん

登録している店舗や事業所には



ステッカー

こちらを目印にご利用ください。



ポスター

町商店連合協同組合（商連）の取り組み
今回の地域振興券の交付を機会に商連では、地元商店街の活性化を図る「付加価値のあるサービス」を計画しています。
また、9月の最終ラウンドには、多彩なイベントの開催も予定されています。商連では、組合員一丸となって地域の活性化をめざし「地元商店でお買い物」と、意気込みを表しています。

現在の健康状態について

①大変健康。	576人	10.9%
②大した病気や障害もなく普通に生活。	2,408人	45.5%
③何らかの病気や障害はあるが、日常生活に支障はなく、交通機関等を利用して独力で外出できる。	1,514人	28.6%
④何らかの病気や障害はあるが、日常生活に支障はなく、近所へなら外出可能。	519人	9.8%
⑤屋内での生活はおおむね支障はなく、日中はほとんどベッドから離れて生活し、介助があれば外出できる。	75人	1.4%
⑥屋内での生活はおおむね支障はないが日中は寝たり起きたりの生活。介助なしでは外出できず頻度も少ない。	95人	1.8%
⑦屋内での生活は何らかの介助を必要とし、日中も寝床の上での生活が主体だが座位を保つことができ、介助なしで車いすに移れる。食事や排せつは寝床から離れて行う。	22人	0.4%
⑧屋内での生活は何らかの介助を必要とし、日中も寝床の上での生活が主体であり、座位は保てるが車いすに移るには介助が必要。	31人	0.6%
⑨1日中寝床の上で過ごし、食事、排せつ、着替えに介助が必要。寝返りは自分でうてる。	25人	0.5%
⑩1日中寝床の上で過ごし、自力で寝返りがうてない。	29人	0.5%

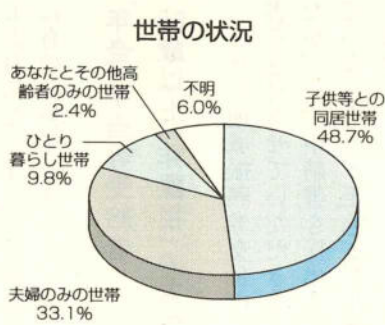
介護保険に関する、疑問や要望などがございましたらお気軽にご連絡ください。

問合せ 福祉課介護保険担当(内線268)まで

現在の健康状態は、大変健康あるいは普通に生活しているとした方が、56.4%を占めています。何らかの障害や病気があるとした方の中で、日常生活に支障がないとした方は38.4%、また、介護が必要とした方は5.2%でした。

健康状態では、大変健康あるいは普通に生活しているとした方が、56.4%を占めています。何らかの障害や病気があるとした方の中で、日常生活に支障がないとした方は38.4%、また、介護が必要とした方は5.2%でした。

健康の状態は



福祉サービスの認知度

福祉サービスの中で、名前あるいは内容を知っているとした方が、最も多かったのが、ホームヘルプサービスで3,983人、次にデイサービスの3,693人となっていました。逆に知らないとした方が最も多かったのは、寝具

日常生活動作について

	普通にできる	時間がかかる、または介助必要	
歩行	4,880人	383人	7.3%
食事	5,121人	159人	3.0%
トイレ	5,104人	169人	3.2%
入浴	5,005人	269人	5.1%
身だしなみ	5,044人	231人	4.4%

もうすぐ完成!

役場正面玄関のエスカレーター



工事期間中、皆さんにご不便をおかけしましたが、役場庁舎正面玄関の階段に新しくエスカレーターができます。完成予定は3月末です。

①大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた外国人の方。
②明治44年(1911年)4月2日から大正15年4月1日までに生まれた日本国籍の方で、昭和36年(1961年)4月2日以降に国外から日本国内に住所を異動した方。
③昭和37年(1962年)1月1日以前に生まれた重度または中度の障害のある外国人の方で、57年(1982年)1月1日以前に障害が発生した方。
④昭和22年(1947年)1月1日以前に生まれた重度または中度の障害のある外国人の方で、57年(1982年)1月1日以前に障害が発生した方。

現在、国民年金や厚生年金等の公的年金を受給しておらず、昭和61年(1986年)3月31日以前より日本に居住し、申請時点で二宮町に1年以上外国人登録または住民登録している方で、次のいずれかに該当する方。
①大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた外国人の方。
②明治44年(1911年)4月2日から大正15年4月1日までに生まれた日本国籍の方で、昭和36年(1961年)4月2日以降に国外から日本国内に住所を異動した方。
③昭和37年(1962年)1月1日以前に生まれた重度または中度の障害のある外国人の方で、57年(1982年)1月1日以前に障害が発生した方。
④昭和22年(1947年)1月1日以前に生まれた重度または中度の障害のある外国人の方で、57年(1982年)1月1日以前に障害が発生した方。

外国籍町民の高齢者・障害者の方へ
福祉給付金の支給制度があります
外国籍町民の高齢者や障害者で、国民年金を受給するために制度上必要な要件に満たなかった方に対して、福祉給付金を支給することになりました。
次の要件に該当する方は、福祉課に申請していただければ給付金を受けられます。
①大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた外国人の方。
②明治44年(1911年)4月2日から大正15年4月1日までに生まれた日本国籍の方で、昭和36年(1961年)4月2日以降に国外から日本国内に住所を異動した方。
③昭和37年(1962年)1月1日以前に生まれた重度または中度の障害のある外国人の方で、57年(1982年)1月1日以前に障害が発生した方。
④昭和22年(1947年)1月1日以前に生まれた重度または中度の障害のある外国人の方で、57年(1982年)1月1日以前に障害が発生した方。

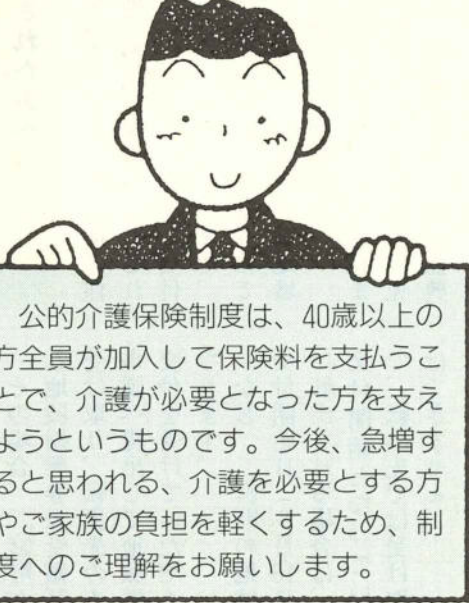
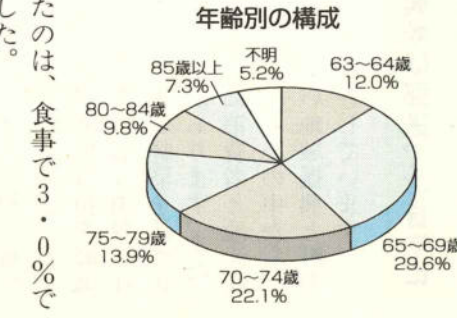
外国籍町民の高齢者・障害者の方へ

高齢者の実態を把握
介護保険事業計画の基礎資料として活用

平成12年4月より始まる「公的介護保険制度」の準備のため、63歳以上の町民の方を対象に、アンケート方式により実態を調べました。
今回、アンケートの集計結果の中から、主な項目について概要をお知らせします。なお、調査結果は、二宮町の介護保険事業計画策定の基礎資料のひとつとして今後活用していきます。

調査の目的 高齢者の方の中で、何らかの介護等を必要とする方の抽出。保健福祉サービスの利用状況や今後の利用意向の把握。介護保険の認知度や制度に対する期待や不安、また生きがい等の把握。
調査の時期 平成10年6月
調査の対象 平成10年5月1日に63歳以上の方(入院されている方等は除く)
調査の方法 民生委員による戸別調査
調査対象者数 5,643人
回答者数 5,494人(回収率97.36%)

日常生活動作は、歩行や食事、入浴など、基本的な日常生活動作の状況について、時間がかかっている、または介助が必要とした方の中で、歩行をあげた方が最も多く7.3%、次に食事では3.0%、トイレでは3.2%、入浴では5.1%、身だしなみでは4.4%でした。





現在の保健サービスの利用状況

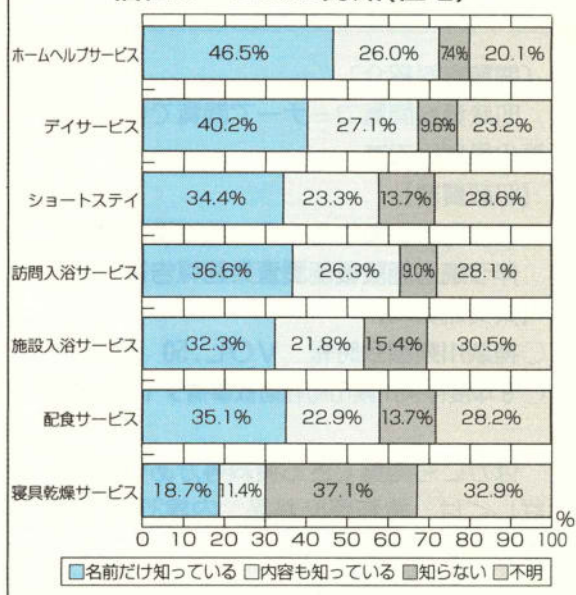
	利用したことがある	知っているが利用していない	制度を知らない
健康教育	418人	2,586人	718人
がん検診等	2,146人	1,900人	153人
健康相談	401人	2,744人	491人
訪問指導	120人	2,067人	1,144人
機能訓練	50人	1,756人	1,466人
訪問看護	69人	2,135人	1,105人

現在の保健サービスの利用意向

	今後利用したい	今後利用したくない
健康教育	2,106人	624人
がん検診等	2,776人	536人
介護支援センターでの相談	1,581人	668人
健康相談	1,943人	659人
訪問指導	1,279人	820人
機能訓練	1,172人	825人
訪問看護	1,346人	775人

※介護支援センターとは…在宅介護のための保健福祉サービスの相談に、総合的に応じてくれる窓口です。町では来年度開設の予定です。

福祉サービスの認知(在宅)



乾燥サービスでした。

※サービスの詳しい内容は後日、お知らせします。

介護保険制度への期待

介護保険制度に期待する内容で、最も多かったのは介護者労力の負担軽減で、約四割の方が、続いてサービスの使いやすさや、自分で必要なサービスを選択できることがあげられています。

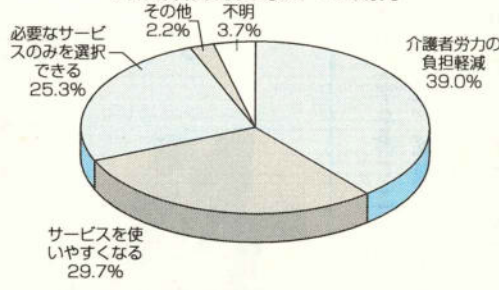
介護が必要になったときの希望

自分に介護が必要になったときに、どのような介護を希望しますかとの質問では、介護保険を利用しつつ自宅で介護して欲しいという方が最も多く、約34%を占め、家族を中心に自宅で介護を約16%、老人ホーム等へ入所したいの約14%と続きます。

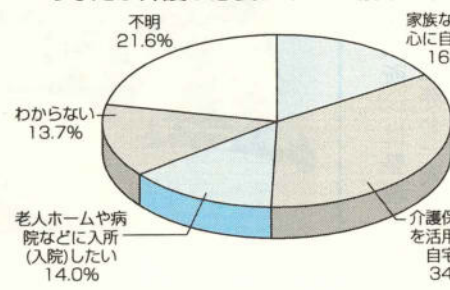
介護保険制度への不安

介護保険制度への不安では、要介護認定が公平であるかどうかをあげた方が約35%で最も多く、続いて、経済的な負担の増加や保険料を払っているにもかかわらず、サービスを十分受けられないのではないかと心配する方が、それぞれ約三割を占めています。

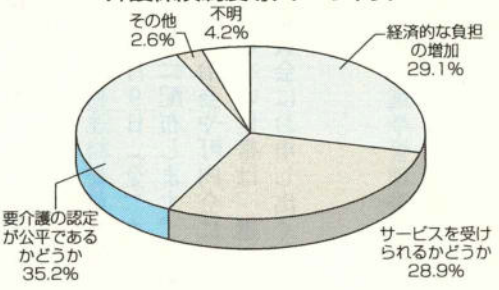
介護保険制度導入への期待



あなたが介護が必要になった場合の希望



介護保険制度導入への不安



ヘルパーとして働きたい方はご連絡ください。



ホームヘルプサービス(訪問介護)は、ヘルパーさんが介護を必要とする方のご自宅を訪問して、食事のお世話やおむつの交換、体を拭くなどの身体介護や掃除、洗濯、炊事などの家事援助を行う在宅介護のサービスです。

今後の高齢化の進展や、平成12年4月の介護保険制度の導入に伴い、このサービスへの需要は、今後、ますます増えてくると考えられています。

そこで今回、ヘルパーとして働くことを希望する方が、どの程度いられるのかを把握するとともに、活動の場となるサービス提供事業者や、ヘルパーの養成講座の日程等の情報をお伝えするため、下記の方からのご連絡をお待ちしています。どうぞ、お気軽にご連絡ください。

ご連絡を頂きたい方 ①ヘルパーの資格をお持ちで、現在は活動していないが今後活動をしたい方 ②資格は持っていないが、今後資格を取得しヘルパーとして活動したいと考えている方

連絡先 福祉課介護保険担当 (内線268) まで

シリーズごみ問題

家庭から出るごみ処理過程で環境問題が起きています。そこで、現状や対策等をシリーズでお知らせし、ごみのゆくえについて、皆さんと一緒に考えて行きましょう。

じん芥焼却場施設の調査結果

今、町の環境衛生センター桜美園では、皆さんが日々、生活していくうえで必ず出るごみを処理しています。しかし、ごみ問題が全国的にクローズアップされ、法律の改正もあり、現在の焼却施設の状況を常に調べておく必要があります。そのため、日本環境衛生センターに調査を依頼した結果がまとまりましたのでお知らせします。

桜美園の現状

皆さんが毎日出すごみ、その量は年間7,000トンになります。このごみを毎日焼却していますが、焼却炉は日量12トンの能力がある焼却炉四基で対応しています。しかし、ダイオキシンをはじめ排ガスに含まれる各種の物質が、近隣住宅地の環境汚染を招いているとの住民の方からの指摘も受けています。

調査結果

調査時期は、平成10年5月21日から11月30日の期間で実施され、法規制等の適合状況、悪臭発生の状況、施設の改善方針、当面の対策などの項目を調査しました。

法規制等の適合状況では、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」や「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に適合しない項目が、次の五項目ありました。

- (1) 焼却炉内のごみの投入時に外気が入り込む。
 - (2) 燃しきり運転をしていない。
 - (3) 集じん灰の貯留設備がない。
 - (4) 夜間の一酸化炭素濃度が高い。
 - (5) 立ち上げ時の燃焼温度が低い。
- また、悪臭については、設計基準に適合し、施設の外まで影響を及ぼすほどではないとの結果でした。

今後の対応

調査結果を受けて町では、問題点、課題点をどのようにしたら解決できるかについて、報告書では次のような改善策を掲げています。

- (1) 排ガス拡散のため、煙突のかさ上げをする。
 - (2) 夜間の一酸化炭素濃度の軽減のため、夜間時もバーナーを使用する。また、昼夜通してごみを燃やし続けることができればよいが、そのためには多くの問題がある。
 - (3) 燃焼の安定化を図り効率的に処理するため、施設設備の調整や改修をする。
 - (4) 当面の対策として、設備の調整により最良の運転を確保する。
- 以上のように調査結果がまとまりました。

町の対応

町では、よりクリーンな環境づくりのために、施設の改修等を実施してきましたが、今後の対応策に掲げる四項目のうち、できる部分から改善していく予定です。クリーンな町づくりは、皆さんと町が一体で取り組まなければなりません。そこで、町民の方々に次の三点をご協力願います。

- ① 所から出るごみ等、水分の多いものは、必ず水を切りひとしほりしてから出しましょう。
- ② 「ごみの出し方、分け方ガイド」を見て、分別を完全にしましょう。
- ③ 買物には布袋を持っていくなどして、ごみの減量化を心がけましょう。

お問い合わせは環境衛生センター
桜美園 ☎72-3738まで

町政資料の閲覧コーナー

〔閲覧資料紹介〕

町政資料閲覧コーナーで閲覧できる資料等の最新版です。

【町政資料】

○二宮町環境衛生センター地域環境保全に伴う焼却施設機能調査業務報告書

【県交流資料】

○神奈川県議会時報 VOL.50 No.4
○9年度神奈川県市町村財政事情ダイジェスト

ほかにも閲覧できる資料等があります。詳しくは、総務課庶務係 内線318までお問い合わせください。

あなたの一票が21世紀の県政を決める 4月11日 県知事・県議会議員選挙

投票できる方は

県知事選挙と県議会議員選挙が4月11日(日)に実施されます。皆さんの代表として「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」の創造をめざすため、県の行政を推進する人を選ぶ大事な選挙です。棄権することがないよう投票しましょう。

投票・開票

投票日 4月11日(日)
時間 午前7時～午後8時
投票所 投票所整理券に書かれている：町公民館・二宮中体育館・町立体育館・山西防災コミュニティセンター・一色小体育館・百合が丘児童館・中里児童館・富士見が丘児童館の町内8か所
開票 投票終了後、午後9時15分から二宮町公民館で行います。

①年齢が満20歳以上の方。
(昭和54年4月12日以前に生まれた方。)
②引き続き3か月以上、二宮町内に住所があり、町の選挙人名簿に登録されている方。
(平成11年1月1日以前から二宮町内に在住し、住民登録をしている方。)
③平成11年1月1日までに転入届を出された方で、引き続き二宮町の住民基本台帳に登録されている方。)
なお、平成11年1月2日以降、神奈川県内の他市町村から転入された方は、前の住所の選挙人名簿に登録されている場合は、二宮町で発行する「引き続き証明書」を前の住所地に提示することにより、前の住所で投票できます。

「引き続き証明書」は町の住民課で発行しますが、

不在者投票

詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。
投票日に仕事のある方やレジャーや買い物などの私用で、投票区の区域内にいない方は、不在者投票をすることが出来ます。
不在者投票の期間と時間
県知事選挙：3月25日から4月10日まで
県議会議員選挙：4月2日から4月10日まで
どちらも午前8時30分から午後8時までの期間中毎日(土・日も投票できます)役場2階の第2会議室が、不在者投票の会場になります。なお、投票所整理券が届いている場合は、お持ちください。

郵便による不在者投票

身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者の方。戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者の方。
以上の方は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けることにより、郵便による不在者投票ができます。希望される方は、選挙管理委員会にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

そのほかの投票

代理投票：手が不自由など

マナーを守ってペットと仲良く暮らしましょう



最近、犬・ねこのフンに関する苦情が数多く役場の窓口に寄せられています。道路のあちこちにフンが転がっていると、美観を損ねたり衛生的にも好ましくありません。散歩をさせる時は、飼い主がフンを持ちかえり、ごみとして必ず片付けましょう。きちんとしつけをして、飼い主もマナーを守りましょう。

犬・ねこの正しい飼い方の基本って何？

- 動物の本能や習性をよく理解しましょう。
- 家族と同様の愛情をもって終生飼いましょう。
- 他人に迷惑や危害を及ぼすことのないように責任をもって飼いましょう。

投票所整理券

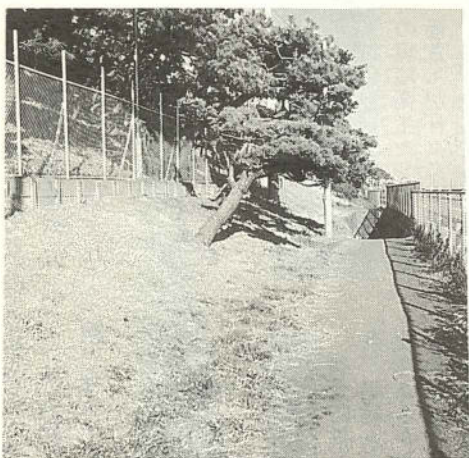
投票所への入場券を各世帯へ郵送します。あらかじめ投票所を確認していただきお間違えのないようご注意ください。

選挙公報

投票所へは整理の都合上、整理券を一人ずつ切り離して各自お持ちください。
町政事務連絡委員会を通して、4月9日(金)までに各世帯に配布します。各地区の自治会や町内会に加入していない世帯は、選挙管理委員会にお申し出ください。

問合せ 選挙管理委員会
71-3311 内線276

枝葉や空き地の管理を！



町民皆さんが、気持ちよく生活できるよう、自分が管理している土地はいつも清潔にしましょう。

枝葉や雑草などが邪魔をして、通行の妨げにならないように注意しましょう。

冬物衣類のしまい方

暮らしのワンポイント

カビやシワ、型くずれに注意



待ちに待った春が近づき、そろそろ冬物の衣類をしまう時期ですね。でも、しまいが悪いとセーターが型くずれしたり、革製品にカビがついたりして、お気に入りの衣類を台無しにしてしまうことも。そんなことにならないよう、上手な収納方法を改めて確認しておきましょう。

冬の衣類は、クリーニングの後、晴れた日に陰干ししてからしまします。収納時は、セーターなどのニット類の重ね過ぎ、つめこみ過ぎに注意。重ねる場合は重い物を下に、軽い物を上にし、ふんわりとした風合いを損ねないように気配りを。
カシミアやモヘアなど毛足の長いセーターを重ねる場合は、上下の間に防湿用の和紙をはさんでおくと、毛糸がからまず、風合いが保てます。
カーディガンは、ボタンを外してたたみます。ボタンをかけたまましまうと、合わせ目が引っ張られ伸びてしまうことがあります。

コートはたたまず、厚みのあるハンガーにかけて収納するのが良いでしょう。でも、スペースがなくて、どうしてもたたまなければならぬときは、えりを立て、肩とそでに丸めた古タオルを入れて、型くずれを防ぎます。その際に、ゆつたりと大きめにたたむことがポイントです。
革製のコートやジャケットは、シワになってもアイロンはかけられません。必ずハンガーにかけて収納しましょう。ビニールカバーは湿気がこもり、カビの原因になるので、布製のカバーをします。ブーツや革手袋なども布の袋に入れてしまうと、カビの防止になりません。
かさばるダウンジャケットは、くるくると小さく巻き、太めのひもでしばって紙袋に入れ、押入れの上などにたためるおくと場所をとれません。
皆さんも、上手な冬物のしまい方をマスターしましょう。

じょうほう館

お知らせ

◆児童手当の請求はお済みですか

児童手当を受けられる方

- ① 3歳未満のお子さんを養育している方。
- ② その方の前年の所得額が下記の表の所得額に満たない方。
- ③ 公務員でない方。

表 1 国民年金または、年金未加入の方

扶養親族等の数	所得額
0 人	152.9 万円
1	182.9
2	212.9
3	242.9
4	272.9
5	302.9

表 2 国民年金以外の公的年金加入の方

扶養親族等の数	所得額
0 人	344.5 万円
1	374.5
2	404.5
3	434.5
4	464.5
5	494.5

(表1・表2ともに平成9年中の所得によるものです。)

児童手当の額

- 1人目・2人目のお子さんには月額5,000円、
3人目以降のお子さんには月額10,000円を支給。

持ち物

- ① 印鑑 ② 国民年金加入の方は加入年金手帳
- ③ 預金通帳の口座番号(郵便局の口座は除く)
- ④ 所得証明書(平成10年1月1日現在、二宮町に住民登録をされていない方)

問合 福祉課児童福祉係(内線266)まで

◆確定申告はお済みですか

所得税の確定申告と贈与税の申告と納税は、
3月15日(月)までです。

個人事業者の消費税の申告と納税は31日(水)
までです。申告は正しくお早めをお願いします。
なお、お車でのご来署はご遠慮ください。

問合 平塚税務署(☎22-1400)まで

◆平成11年度犬の登録と狂犬病予防注射

平成7年度より犬の登録は、生涯1回の登録
となりましたが、狂犬病予防注射は毎年1回受
けなければなりません。町では保健所と合同で
4月26日(月)から4月30日(金)の内、4日
間の日程で狂犬病予防注射を実施します。

詳細の日程および内容などは4月号の広報で
お知らせします。すでに登録されている場合は
4月上旬ごろハガキをお送りします。

※老犬または病気等で注射を受けられない場合
は、登録だけでも済ませてください。

「鑑札は迷子札」番号で飼い主の住所、氏名が
わかりますので、鑑札は必ずつけましょう。

問合 生活環境課生活環境係(内線244)まで

募 集

◆食生活改善推進員養成講座の受講者募集

健康づくりの基本要素は食生活・運動・休養
です。そこで食生活改善活動の推進などに必要
な知識と技術を習得するため、推進員の養成講
座を開催します。

受講修了後は、町内の食生活改善活動への参
加や組織的な活動に従事していただきます。

募集人員 10名(一部負担金あり)

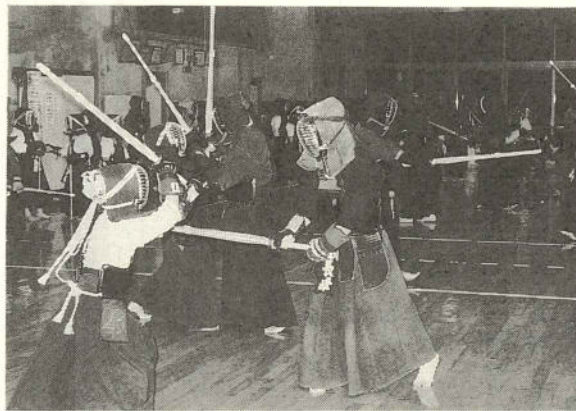
応募期限 4月30日(金)

養成講座の日程 5月18日(火)から年間15回
を1コースとして実施 10:00~14:30まで

受講場所 平塚保健福祉事務所

応募先・問合 健康課健康づくり係(保健セ
ンター内)(☎71-7100)まで

◆二宮剣道部部員募集



練習日…毎週土曜日 15:00~19:00

第2・4日曜日 9:00~11:30

毎週水曜日 19:00~21:00(自由稽古)

幼稚園児から大人まで、だれもが楽しく稽古
し、心地よい汗を流しています。

みなさん、気軽に見学してみませんか。

連絡先 二宮剣道部 滝田(☎71-8518)まで

案 内

◆国民年金保険料 納め忘れのない口座振替で

国民年金の保険料はもう納めましたか。保険
料を納め忘れると、将来、老齢基礎年金を受け
られないケースが生じるほか、万一の事故のと

町への問い合わせは 71-3311

き、障害基礎年金や遺族基礎年金などを受けら
れないこともあります。

もし納め忘れの保険料があれば、すぐに納め
ましょう。

《保険料は便利な口座振替で》

国民年金の保険料は、預金口座振替で自動的
に納められます。一般的には、町が発行する納
付書で納付期限までに納めますが、仕事の都合
などでその都度納めるのが面倒だという人には、
あなたのお手をわずらわせず、しかも納め
忘れのない「預金口座振替」が便利です。

ご希望の方は、役場1階住民課、国民年金の
担当窓口までお申し出ください。

問合 住民課戸籍年金係(内線238)まで

◆心の健康相談

3月17日(水)、24日(水)のいずれも13:30
~15:30 平塚保健福祉事務所(訪問可)

対象 心の悩み、ノイローゼ、ひきこもり、ア
ルコールなどで困っている方またはその家族

内容 精神科医師による相談(40分間ぐらい)

申込み・問合 先着順に受付、平塚保健福祉
事務所保健予防課(☎32-0130)まで

◆エイズ(HIV)検査

3月19日、26日、のいずれも金曜日

13:15~14:45 平塚保健福祉事務所

内容 相談と検査(血液を5cc採取します)。
料金無料。予約制。

問合 同所保健予防課(☎32-0130)まで

◆環境衛生センターの施設見学

町では、環境保全を目的としたごみの減量化
やリサイクルを進めています。

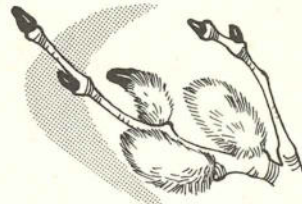
ごみ問題についてより深くかわりをもって
いただき、町民皆さんの理解と協力が得られる
よう「二宮町環境衛生センター・桜美園」施設
見学会のご案内をします。

4月3日(土) 10:00~11:30 先着30名

※役場駐車場に集合後、町のバスで現地へ。

希望者は、3月25日(木)までに生活環境課
へ電話でお申し込みください。

問合 生活環境課生活環境係(内線243、244)



資源ごみの収集量および売却代金(1月分)

※()内は10年度の累計です

古紙・布類	183,900kg	(1,809,830kg)	314,255円	(2,779,660円)
ビン・ガラス類	13,010kg	(131,800kg)	5,990円	(63,960円)
金属・空きカン類	910kg	(9,874kg)	36,400円	(394,960円)
樹脂類	4,100kg	(35,770kg)	1,400円	(10,970円)

売却代金は町の会計に入る

町の人口(2月1日現在)

総数 31,019人(±0)

男 15,228人(+2)

女 15,791人(-2)

世帯数 10,730世帯(-4)

()内は前月比。人口統計より

今月の納期

国民年金保険料(3月分)

→ 3月31日

~活かします あなたの納める貴重な税~

かしこい消費者になるために (消費者生活モニター調べ)

☆価格差が大きい商品(2月分)
(最高~最低)消費税含む

①じゃがいも(1kg)
(504円~210円)

②みそ(1kg)
(522円~270円)

③しょう油(1ℓ)
(346円~105円)

カメラ レポート

2・3 応急手当(上級)
救命講習会を実施
(社会福祉センター)



2・3 鬼は外、福は内
川勾神社の節分祭



2・14 懸命な力走、
かながわ駅伝のゴール

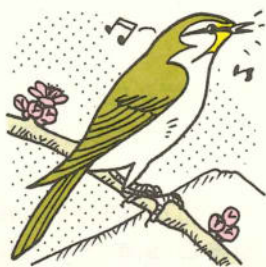


みんなの 広場

災害に備える 心の準備を

広報にのみや1月号(4面)で阪神・淡路大震災から四年の記事を目にしました。日常生活の中で、その記憶が薄らいでいる現在、改めていろいろと考えさせられました。わたしは神戸出身なので今でも地震の傷跡を見ることがあります。

これからも、1月号ではこのことを少しでもとりあげていただき、いつ起こるか分からない災害に対する備えと、慌てず落ち着いて行動する心の準備をしたいものです。広報モニターの広報通信より



振興券が楽しみ!

地域振興券がもうすぐわが家にも届きます。二人の子供がいるから4万円分です。何に使おうかいろいろ悩みます。あれも欲しいこれもと考えてみても、やっぱり、わが家に必要なものとなると、毎日の食費に充てられて消えていくのかな?それとも紙オム

ツなどに...でも、ありがたい。せめて届くまでに、いろいろ想像して楽しもう。そして、届いたら有意義に使わせていただきます。

地域振興券を2種類にして大型店と小売店に分けたのは、いいアイデアだと思います。振興券が届いたら、商店街をのぞいてみようと思います。広報モニターの広報通信より

編集室より

15歳以下のお子さんがいる世帯は、町内で約二、八〇〇世帯あるそうです。振興券は一〇〇%使いましょう。

わが家のアイドル



いなせな姿でカツコイイ!
加藤龍くん(平成8年1月23日生まれ)

町内かわね版 ちよろなわねばん 町内かわね版

安全・迅速・確実を心がけて

町民の生命・身体・財産を守る消防署員は、毎日、午前中、救助訓練に励んでいます。万一の災害に備えて困難で危険性を伴う救助救出活動は、知識や技術をマスターするだけでなく、繰り返し体で覚え、安全・迅速・確実に行動できなければなりません。そのためには、技術の錬磨と習熟を常に心がけ、その場に応じた的確な判断と指示のもとに行動できることが重要となります。署員の活動は、まさにその積み重ねであり救急出動や火災発生に、いち早く現場へかけつけてその対応にあたります。皆さんも、災害に対する心構えや応急手当講習会を利用して技術を習得し、身近なところでお手伝いをお願いします。



ニノスフェスタ開催中!

北口通り商店会では、商店街の人通りを増やし活気を取りもどそうと、空き地や店舗の軒先等を利用したフリーマーケット「ニノスフェスタ」を毎月第4日曜日に開催しています。リサイクル品や衣類、小物の販売などのフリーマーケットのほかに、各加盟店でも特価品を並べたり、バーゲン企画して少しでも町のにぎわいを見せようと取り組んでいます。フリーマーケットの出店は、常時、募集しています。費用は無料で、場所は販売する品物に応じて提供されます。開店時間は午前10時からで、3月は28日、4月は25日です。皆さんもぜひ参加して一緒に楽しいひとときを過ごしませんか。申込みと問合せは、北口通り商店会活性化委員会(松本・☎73-0727)まで。



2・21 日ごろの活動に感謝を込めて消防団家族研修(伊豆方面へ)



2・21 梅の香りに包まれてのお茶会もおつなも(蘇峰堂にて)



2・20 「知・情・意・そして動」熟年男性ボランティア講座より



2・20 湘南ビーチマラソンの開催に向けて各種イベントを計画中